

定款の変更について

定款の一部について、添付のとおり、変更したく存じます。  
変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 新業務への対応に関する規定の変更

【該当条文：第28条（変更）、

附則（令和 年 月 日）第1条第2項、第2条（新設）】

- ・広域機関は、新たに加わる業務のための準備を行う旨規定
- ・広域機関役員のうち理事の定数を、5人以内とする旨規定

2. 広域系統整備に関する規定の変更

2-1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更

【該当条文：第5条第5号の3（新設）】

- ・広域機関の業務として、広域系統整備交付金交付業務を実施するため、広域系統整備計画を策定する旨規定

2-2. 広域系統整備交付金交付に関する変更

【該当条文：第5条第5号の2、第56条の2（新設）】

- ・広域機関の業務として、広域系統整備交付金を広域系統整備計画に基づき系統増強等を行う事業者に交付する旨規定
- ・広域機関は、広域系統整備交付金交付に要する費用に充てるため、卸電力取引所から翌日市場における値差収益の納付を受ける旨規定

3. 災害復旧費用の相互扶助に関する規定の変更

【該当条文：第5条第9号、第7条第2項第14号、

第36条第5項第10号、第56条の3（新設）

第57条（変更）】

- ・広域機関の業務として、災害等扶助交付金を交付する旨規定
- ・広域機関は、災害等扶助交付金交付に要する費用に充てるため、一般送配電事業者に災害等扶助拠出金を求めることができる旨規定

以上

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前（変更点に下線）

平成27年4月1日施行  
令和 年 月 日変更

定款

電力広域的運営推進機関

変更後（変更点に下線）

平成27年4月1日施行  
令和 年 月 日変更

定款

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点に下線)

(変更履歴)  
 平成27年4月1日施行  
 平成28年4月1日変更  
 平成29年3月31日変更  
 平成30年4月1日変更  
 令和元年7月1日変更  
 令和2年2月1日変更  
 令和2年5月1日変更  
 令和2年7月8日変更

変更後 (変更点に下線)

(変更履歴)  
 平成27年4月1日施行  
 平成28年4月1日変更  
 平成29年3月31日変更  
 平成30年4月1日変更  
 令和元年7月1日変更  
 令和2年2月1日変更  
 令和2年5月1日変更  
 令和2年7月8日変更  
令和 年 月 日変更

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(設立の根拠) 第4条 本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号、<u>以下「法」という。</u>）により設立する。</p> <p>(業務内容) 第5条 (略) 一～四 (略) (新設) 五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の<u>発電用の電気工作物の設置</u>を促進するための業務を行うこと。 (新設)  (新設)  六～八 (略) (新設)  九 (略)</p>	<p>(設立の根拠) 第4条 本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号、<u>以下「法」という。</u>）により設立する。</p> <p>(業務内容) 第5条 (略) 一～四 (略) <u>四の二 法第33条の2第3項の規定による検討及び送付を行うこと。</u> 五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者<u>その他の供給能力を有する者</u>を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。 <u>五の二 法第97条第1項の卸電力取引所から法第99条の8の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。</u> <u>五の三 前号に掲げる業務（以下「広域系統整備交付金交付業務」という。）を実施するため、法第28条の47第1項に規定する広域系統整備計画を策定すること。</u> 六～八 (略) <u>九 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用（以下「災害等復旧費用」という。）の一部に充てるための交付金（以下「災害等扶助交付金」という。）を交付すること。</u> 十 (略)</p>
<p>(用語) 第7条 (略) 2 (略) 一～七 (略) 八 「連系線」とは、一般送配電事業者たる会員の供給区域間を常時接続する250キロボルト以上の送電線及び交直変換設備をいう。 九 「広域連系系統」とは、次のアからエに掲げる流通設備をいう。 ア～エ (略) 十～十二 (略) 十三 「電源入札等」とは、将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、発電用の電気工作物の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用、<u>又は休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者を募集するための仕組みをいう。</u> (新設)</p>	<p>(用語) 第7条 (略) 2 (略) 一～七 (略) 八 「連系線」とは、一般送配電事業者たる会員の供給区域間を常時接続する250キロボルト以上の<u>交流送電線、200キロボルト以上の直流送電線及び交直変換設備をいう。</u> 九 「広域連系系統」とは、次のアからエ<u>まで</u>に掲げる流通設備をいう。 ア～エ (略) 十～十二 (略) 十三 「電源入札等」とは、将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、発電用の電気工作物の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者<u>その他の供給能力を有する者を募集するための仕組みをいう。</u> <u>十四 「災害等復旧費用の相互扶助」とは、法第28条の40第2項の規定により、災害等扶助交付金を交付するための仕組みをいう。</u></p>
<p>(脱退) 第10条 (略) 一～五 (略) 六 法第27条の12に<u>より</u>準用する法第14条第1項の許可（送電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合 七 (略) 八 法第27条の29に<u>より</u>準用する法第27条の25第1項の届出（発電事業の廃止に係るもの</p>	<p>(脱退) 第10条 (略) 一～五 (略) 六 法第27条の12に<u>において</u>準用する法第14条第1項の許可（送電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合 七 (略) 八 法第27条の29に<u>において</u>準用する法第27条の25第1項の届出（発電事業の廃止に係るもの</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>限る。)をした場合 九 (略) 2 (略)</p>	<p>に限る。)をした場合 九 (略) 2 (略)</p>
<p>(会員の責務) 第11条 (略) 2 (略) 一 本機関が、<u>法第28条の40第6号に基づき</u>、指導又は勧告を行ったときは、これに従うこと。 二 本機関が、<u>法第28条の42に基づき</u>、報告又は資料の提出を求めたときは、遅滞なくこれに応じること。 三 <u>法第28条の43に基づき</u>、本機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の業務規程で定める情報を提供すること。 四 <u>法第28条の44に基づき</u>、小売電気事業者である会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者である会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときに、業務規程で定めるところにより行う指示に従うこと。 3 (略)</p>	<p>(会員の責務) 第11条 (略) 2 (略) 一 本機関が法第28条の40<u>第1項第6号の規定により</u>指導又は勧告を行ったときは、これに従うこと。 二 本機関が法第28条の42<u>第1項の規定により</u>報告又は資料の提出を求めたときは、遅滞なくこれに応じること。 三 <u>法第28条の43の規定により</u>、本機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の業務規程で定めるものを提供すること。 四 <u>法第28条の44第1項の規定により</u>、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときに、業務規程で定めるところにより行う指示に従うこと。 3 (略)</p>
<p>(会員に対する制裁) 第12条 (略) 一～六 (略) 七 前各号のほか、送配電等業務の円滑な実施を著しく阻害すると認められる行為を行ったとき 2～4 (略) 5 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の制裁を科された場合においても、その期間中、前条第1項から第3項に規定する会員としての責務を全て履行しなければならない。</p>	<p>(会員に対する制裁) 第12条 (略) 一～六 (略) 七 前各号に<u>掲げるもの</u>のほか、送配電等業務の円滑な実施を著しく阻害すると認められる行為を行ったとき 2～4 (略) 5 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の制裁を科された場合においても、その期間中、前条第1項から第3項<u>まで</u>に規定する会員としての責務を全て履行しなければならない。</p>
<p>(異議の申立て) 第16条 (略) 2 (略) 3 前条第1項の規定は、本機関が前項の規定に<u>基づき</u>会員に対する制裁を議決したときに準用する。 4 第1項、第2項及び前条第1項の規定は、会員が第2項の規定に<u>基づき</u>理事会で議決された制裁について不服があるときに準用する。この場合において、「前条第1項の規定による通知を受けた日」は「<u>前項の規定により準用される前条第1項の規定による通知を受けた日</u>」と、「規律調査会」は「理事会」と、「理事会」は「総会」と読み替えるものとする。</p>	<p>(異議の申立て) 第16条 (略) 2 (略) 3 前条第1項の規定は、本機関が前項の規定により<u>会員</u>に対する制裁を議決したときに準用する。 4 第1項、第2項及び前条第1項の規定は、会員が第2項の規定に<u>より</u>理事会で議決された制裁について不服があるときに準用する。この場合において、「前条第1項の規定による通知を受けた日」は「<u>前項において準用する前条第1項の規定による通知を受けた日</u>」と、「規律調査会」は「理事会」と、「理事会」は「総会」と読み替えるものとする。</p>
<p>(総会) 第17条 (略) 2・3 (略) 4 第23条第3項又は第24条第4項により議決権を有しなくなった者を含め、全ての会員は総会に出席し、意見を述べることができる。</p>	<p>(総会) 第17条 (略) 2・3 (略) 4 第23条第3項又は第24条第4項の<u>規定</u>により議決権を有しなくなった者を含め、全ての会員は総会に出席し、意見を述べることができる。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(審議事項)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 第16条第4項により準用される同条第1項に基づく異議の申立てをした会員に対する制裁の可否及び内容の決定</p> <p>八 第30条第3項により読み替えて準用される第16条第1項に基づく異議の申立てをした役員又は役員であった者に対する処分等の措置の可否及び内容の決定</p> <p>九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号のほか、理事会が必要と認める事項</p> <p>3 (略)</p>	<p>(決議事項)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 第16条第4項において準用する同条第1項の規定による異議の申立てをした会員に対する制裁の可否及び内容の決定</p> <p>八 第30条第3項において読み替えて準用する第16条第1項の規定による異議の申立てをした役員又は役員であった者に対する処分等の措置の可否及び内容の決定</p> <p>九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項</p> <p>3 (略)</p>
<p>(議決権)</p> <p>第23条 総会の日の30日前の時点における会員を、議決権を有する会員とする。ただし、当該会員が第3項若しくは次条第4項により議決権を有しない会員となる場合又は第12条第1項により議決権の制限若しくは停止の制裁を科された場合は、この限りではない。</p> <p>2 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合は、前項の期日後に会員となった者の全部又は一部について、議決権を有する者と定めることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(議決権)</p> <p>第23条 総会の日の30日前の時点における会員を、議決権を有する会員とする。ただし、当該会員が第3項若しくは次条第4項の規定により議決権を有しない会員となる場合又は第12条第1項の規定により議決権の制限若しくは停止の制裁を科された場合は、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本機関は、必要と認める場合は、前項の期日後に会員となった者の全部又は一部について、議決権を有する者と定めることができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(議決権の配分)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該会員の総体を一の会員とみなすこととし、次項により、当該会員のうちの一の会員がその議決権を有し、他の会員はこれを有しないものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(議決権の配分)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該会員の総体を一の会員とみなすこととし、次項の規定により、当該会員のうちの一の会員がその議決権を有し、他の会員はこれを有しないものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>(役員の数等)</p> <p>第28条 本機関には、役員として、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(役員の数等)</p> <p>第28条 本機関には、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(役員の実行規範等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、役員又は役員であった者が、第1項の行動規範に違反したときその他必要があると認めるときは、第13条から第16条の規定を準用し、当該役員又は役員であった者に対し、必要な処分等の措置を科すものとする。この場合、第13条から第16条における「会員」は「役員又は役員であった者」と、「制裁」は「処分等の措置」と読み替えるものとする。</p>	<p>(役員の実行規範等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、役員又は役員であった者が、第1項の行動規範に違反したときその他必要があると認めるときは、第13条から第16条までの規定を準用し、当該役員又は役員であった者に対し、必要な処分等の措置を科すものとする。この場合、第13条から第16条までにおける「会員」は「役員又は役員であった者」と、「制裁」は「処分等の措置」と読み替えるものとする</p>
<p>別紙：役員行動規範</p> <p>第7条 役員は、法第28条の30に基づき、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏まえ、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）その他の法令を踏まえ、業務上、業務外を問わず、適切に行動しなければならない</p>	<p>別紙：役員行動規範</p> <p>第7条 役員は、法第28条の30の規定により、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏まえ、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）その他の法令を踏まえ、業務上、業務外を問わず、適切に行動しなければならない</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
い。	らない。
<p>(理事会の構成・役割)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一～九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>十～十七</u> (略)</p>	<p>(理事会の構成・役割)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一～九 (略)</p> <p><u>十 災害等復旧費用の相互扶助に関する事項</u></p> <p><u>十一～十八</u> (略)</p>
<p>(評議員会の尊重義務)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 第36条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項並びに同項第2号から第6号及び第8号の事項は、理事会の議決に先だって、評議員会の議決を経なければならない。</p>	<p>(評議員会の尊重義務)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 第36条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項並びに同項第2号から第6号<u>まで</u>及び第8号の事項は、理事会の議決に先だって、評議員会の議決を経なければならない。</p>
<p>(評議員会の設置)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条に<u>基づき</u>理事長に対し意見を述べる。</p> <p>一～七 (略)</p>	<p>(評議員会の設置)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条の<u>規定により</u>理事長に対し意見を述べる。</p> <p>一～七 (略)</p>
<p>(評議員会の議事)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項にかかわらず、第51条に規定する評議員の辞任勧告に関する議事は、全評議員の4分の3以上の賛成により決する。</p>	<p>(評議員会の議事)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の<u>規定</u>にかかわらず、第51条に規定する評議員の辞任勧告に関する議事は、全評議員の4分の3以上の賛成により決する。</p>
<p>(容量拠出金)</p> <p>第55条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に<u>基づく</u>本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項に<u>基づく</u>本機関からの容量拠出金の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。</p>	<p>(容量拠出金)</p> <p>第55条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の<u>規定による</u>本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の<u>規定による</u>本機関からの容量拠出金の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。</p>
<p>(電源入札拠出金)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者たる会員は、<u>前各項に基づく</u>本機関の求めに応じ、指定された期限までに電源入札拠出金を納入しなければならない。</p>	<p>(電源入札拠出金)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者たる会員は、<u>第1項の規定による</u>本機関の求めに応じ、指定された期限までに電源入札拠出金を納入しなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(地域間売買取引の決済に係る利益の納付)</u></p> <p><u>第56条の2</u> 本機関は、<u>広域系統整備交付金交付業務に要する費用に充てるため、法第99条の8の規定により、卸電力取引所から翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(新設)</p>	<p><u>要する費用を控除した金額の納付を受けるものとする。</u></p> <p><u>(災害等扶助拠出金)</u>  <u>第56条の3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、毎年度、災害等復旧費用の一部に充てるための交付に係る拠出金（以下「災害等扶助拠出金」という。）を求められることができる。</u>  <u>2 災害等扶助拠出金の額、納入期限その他の災害等扶助拠出金の納入に関する事項は、理事会の議決により定める。</u>  <u>3 一般送配電事業者たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに災害等扶助拠出金を納入しなければならない。</u></p>
<p>(滞納者への対応)</p> <p>第57条 本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金若しくは電源入札拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。</p>	<p>(滞納者への対応)</p> <p>第57条 本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金、電源入札拠出金若しくは災害等扶助拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。</p>
<p>(財務諸表等の提出)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 前項により承認を受けた財務諸表等は、本機関の事務所における備え置きその他の方法により公表する。</p>	<p>(財務諸表等の提出)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 前項の規定により承認を受けた財務諸表等は、本機関の事務所における備え置きその他の方法により公表する。</p>
<p>(紛争解決パネル)</p> <p>第63条 本機関が、法第28条の40第7号に規定する送配電等業務についての電気供給事業者の紛争の解決を行う場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に定める民間紛争解決手続を行うときは、同法第2条第2号に定める手続実施者として、本機関に、役職員以外の学識経験者、弁護士等によって構成する紛争解決パネルを置く。</p>	<p>(紛争解決パネル)</p> <p>第63条 本機関が、法第28条の40第1項第7号に規定する送配電等業務についての電気供給事業者の紛争の解決を行う場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に定める民間紛争解決手続を行うときは、同法第2条第2号に定める手続実施者として、本機関に、役職員以外の学識経験者、弁護士等によって構成する紛争解決パネルを置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則（令和 年 月 日）</u>  <u>(施行期日)</u>  <u>第1条 この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u>  <u>2 前項の規定にかかわらず、第28条の規定は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> <p><u>(強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律に係る業務に関する準備行為)</u>  <u>第2条 本機関は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）の施行の日（令和4年4月1日）前において、同法第3条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定により本機関が行う業務に必要な準備行為を行うものとする。</u></p>